

「エコマークライセンスホルダーロゴ」使用に関する規定

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

財団法人日本環境協会とエコマーク使用契約を締結している事業者（企業、団体等）が、エコマーク認定商品を保有していることを消費者などに広告・宣伝（アピール）することを通じて環境保全に貢献すること等を目的として、「エコマークライセンスホルダーロゴ」（以下、「ホルダーロゴ」という。）を使用する場合には本規定によるものとします。

1. 「ホルダーロゴ」のデザインと色

- ・「ホルダーロゴ」のデザインと色は以下のとおりです。なお、基本タイプの使用を推奨しますが、掲出するスペース等の都合により基本タイプの使用が難しい場合は、サブ A タイプ（横型）またはサブ B タイプ（2 行型）をお使い下さい。

<基本タイプ>



ECOMARK
LICENSE
HOLDER

<サブ A タイプ（横型）>



ECOMARK
LICENSE
HOLDER

<サブ B タイプ（2 行型）>



LICENSE
HOLDER

- ・「ECOMARK LICENSE HOLDER」, 「LICENSE HOLDER」の文字を含めた**全体**を「ホルダーロゴ」とします。
- ・デザイン、文字フォント、文字サイズと「e」部分との比率は変更できませんが、文字を含めた全体を拡大又は縮小（視認性および文字の可読性を損なわない程度に）することは可能です。
- ・ホルダーロゴの「e」および地球の部分はヌキに、他の部分は黒ベタにして下さい。なお、黒ベタの部分の標準色は DIC 180(C(シアン)100%、M(マゼンダ)4%、Y(イエロー)0%、B(ブラック)0%)です。できる限りこの色を使うようにしてください。地色の上にホルダーロゴを載せる場合は、「e」および地球の部分（ヌキの部分）に地色が出て差し支えありません。

<表示例（名刺の場合）>



2. 使用者の範囲

「ホルダーロゴ」の使用者は、財団法人日本環境協会とエコマーク使用契約を締結している事業者（企業、団体等）とします。ただし、認定を受けているエコマーク商品において製品自体や包装、パンフレットやカタログ、またはウェブ等において、消費者がエコマーク認定商品を特定できるようエコマークを使用・表示している事業者に限ります。

3. 使用期間と使用料

エコマーク事務局の承認日から全エコマーク商品の認定が終了する日までの期間とします。「ホルダーロゴ」にかかる使用料は無料です。ただし、「エコマーク」は当協会の登録商標です。許可なく無断で使用することはできません。

4. 使用の限定

エコマーク認定商品を保有する企業・団体等であることを消費者などに広告・宣伝（アピール）すること等に限定します。

5. 使用対象

名刺、自社ウェブサイト、CSR 報告書等の媒体、およびイベント・セミナー等の普及広報活動に関するものを対象とします。ただし、社屋、看板、車両等には使用できません。なお、消費者等にホルダーロゴ使用対象物そのものがエコマーク認定と誤認されないよう、名刺や CSR 報告書等に使用する場合は事業者名の近傍に表示するものとします。

6. 使用手続き

別添の「エコマークライセンスホルダーロゴ」使用申込書に必要事項を記入のうえ、エコマーク事務局宛てメール（添付）にてお申し込みください（FAX、郵送も可）。申込受理から 1 週間程度で申込者宛てに承認通知を（原則メールにて）ご連絡します。

7. 「ホルダーロゴ」データ

前項 6 の承認通知時に「ホルダーロゴ」データを電子メールにてお送りします。
（データ形式：イラストレータ形式（ai 形式）もしくは PDF 形式）

8. 「ホルダーロゴ」使用に関する権利

本「ホルダーロゴ」使用に関する一切の権利は、財団法人日本環境協会に帰属します。

9. 実施日

本規定は、2011 年 12 月 15 日から実施します。

以上